

「これから自分らしく生きるために」
アドバンス・ケア・プランニング(ACP)講演会
「人生100年時代！人生会議してみませんか」

ACPとは、自分が病気になるったり、介護が必要になったときに「自分はどう生きたいか」をあらかじめ考え、家族や大切な人、医療・介護ケアチームと繰り返し話し合い、自分の思いを共有することです。ACPの重要性について考えてみませんか？

日時 8月8日(月) 午後2時～3時
会場 市役所2階201～203会議室



△講師 進藤幸雄氏

がん検診のお知らせを7月末までに全戸配布します

市では、がん検診の受診率向上を目指し、啓発冊子を作成しました。啓発冊子の内容は、市が行っているがん検診の詳細や日常生活予防、がん検診の申し込みがきです。ご覧のうえ、各がん検診に申し込みください。なお、8月以降は健康センターや市民センターでも



お問い合わせ 健康センター ☎23・2191

介護保険負担割合証・負担限度額認定証を送付します

介護保険負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの方は、7月31日で期限が切れます。8月1日からのものは7月下旬に発送予定です。※期限を過ぎてから申請した方や、要介護認定の区分変更を申請中の方については、介護保険負担

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象が変更になりました

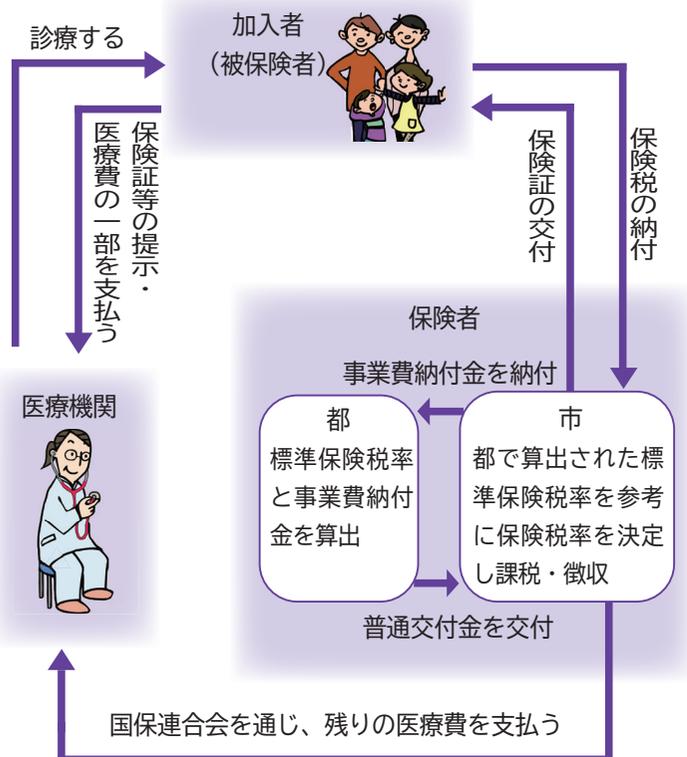
対象 次のいずれかに該当する世帯
①住民税非課税世帯：6月1日現在、市内に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯、令和3年度分の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯および受給した世帯の世帯主を含む世帯を除く)
②家計急変世帯：新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和4年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
☆家計急変世帯とは 令和4年度分の住民税均等割が課税されている世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税世帯水準と同様またはそれ以下の世帯(令和4年1月以降の任意の1か月の収入から推定します)
支給額(1世帯あたり) 10万円
申請方法 ①に該当する世帯：10月31日(消印)までに令和4年6月29日以降に対象世帯へ送付した「青梅市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書」に必要事項を記入のうえ、返送してください。
※令和4年1月2日以降市内に転入した方は申請が必要で、1月1日に住民票があった市区町村から令和4年度住民税非課税証明書を取得のうえ、必要書類を添付してください。
②に該当する世帯：9月30日(消印)までに申請書類(市ホームページからダウンロード可・記事ID：53885)に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて郵送で新型コロナウイルス感染症対策給付金担当へ
その他
▽配偶者等からの暴力を理由に住民票を移せない方や児童福祉法等の措置により施設へ入所している方で住民税が非課税の方は対象となる場合がありますので、ご相談ください。
▽世帯員の中で、未申告の方がいる場合は確認書を送付されませんので、早めに申告をお願いします。
▽電話による自身や世帯全員が非課税かどうかの問い合わせには回答できません。本人確認書類をお持ちのうえ、市民税課までお越しください。
※詳細は市ホームページ参照
問い合わせ
▽給付金について：新型コロナウイルス感染症対策給付金担当
▽申告について：市民税課 市民税係

青梅市国民健康保険(国保)の財政のしくみと財政状況をお知らせします

問い合わせ 保険年金課給付係・資格賦課係

国保の財政のしくみ

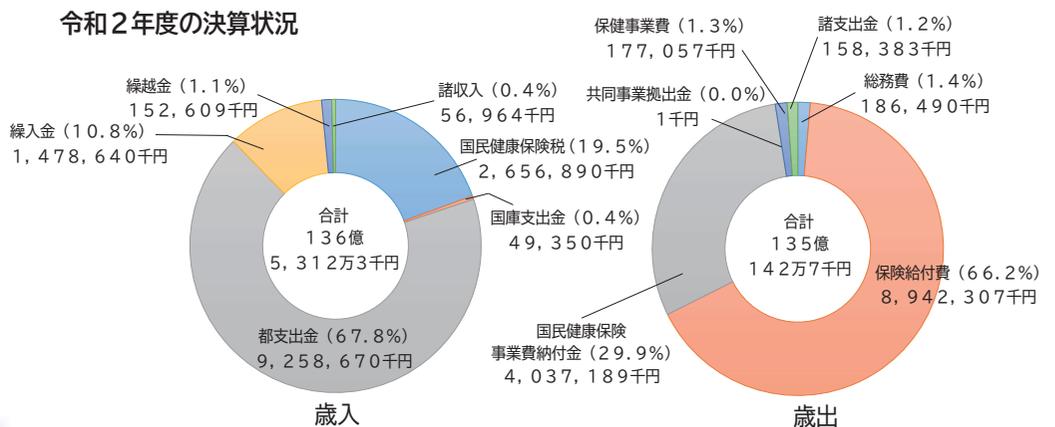
国保に加入している方の医療費分(被保険者の自己負担分を除いたもの)の内訳は原則として、保険税が5割、国・都の負担金が5割です。



保険税の納付にご協力を

国民健康保険制度は被保険者の皆さんが手を取り合って支えあう「相互扶助の精神」により維持されています。事情により納期限内の納付が難しい場合は、収納課へご相談ください。

青梅市国保の財政状況



2年度の決算収支は黒字となっていますが、これは国等から市へ見込みで交付された交付金実績より多くなったことが主な要因で、翌年度で精算することとなっています。近年の市の国保財政は、高齢者の占める割合が多く医療費が増えているのに対し、被保険者数の減少や所得の伸び悩みにより保険税収が伸びず、大変厳しい状況が続いています。このため保険税収が不足しており、赤字分を一般会計から繰り入れている現状です。しかし国保事業は国保会計内で全て賄うことが本来の姿であり、国から赤字分の一般会計からの繰入れを解消することを求められています。市は段階的に赤字繰入額を解消するために2年に1回保険税率等の見直しを行っており、4年度は改定することとしました。被保険者の皆さんには市の国保財政についてのご理解をお願いします。

医療費の上昇を抑えるために

特定健診の結果を基に対象者へ特定保健指導のご案内を行い、さらに医療費データを基に対象者へ「医療費通知」、「ジェネリック医薬品に関する通知」、「治療中断者に対する受診勧奨通知」、「多剤投与に対するお知らせ」および「糖尿病性腎症重症化予防事業に関するお知らせ」等の通知を送付しています。これらを活用して健康管理を行い、生活習慣の改善や早期受診につなげることで、国保事業での医療費の上昇を抑えることができます。